

各部局長 様

防 災 部 長

全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合の事前相談について

このことについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、別添の事務連絡のとおり、全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）を開催しようとする場合には、事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切であり、事前調整の実効性を担保するため、施設管理者又はイベント等の主催者が都道府県と事前相談を行うよう要請がありました。

つきましては、下記に該当する場合には、そのイベントの開催要件等について、事前相談を頂きますようお願い致します。

記

1. 対象施設

各部局所管施設（県内の屋内施設）のうち、次のいずれかに該当するもの

- ①全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設
- ②収容人数が 2,000 人を超えるような施設（収容率 50%で 1,000 人超）

2. 対象となるイベント等

上記 1 の施設で実施されるイベントのうち、次のいずれかに該当するもの

- ①全国的な人の移動を伴うイベント
- ②イベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベント

3. 相談主体

施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者

（注）施設管理者は、施設使用申請を受け付ける際、イベント主催者に対し、本件の伝達をお願いします。

【問い合わせ先】

島根県対策本部事務局
（防災部防災危機管理課）
太田（電話 0852-22-6486）